

宮津まちづくり会議規約

(名称)

第1条 本会は、宮津まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 まちづくり会議は、宮津市域の「まちづくり」の推進に係る取組を総合的に展開することにより、地域の活性化と産業の振興に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 まちづくり会議は、次に掲げる事項について協議、推進するものとする。

- (1) まちづくりを進めるために必要な調査研究・企画立案に関すること。
- (2) まちづくり事業の担い手の育成、組織化に関すること。
- (3) その他まちづくり会議の目的達成に必要と認める事項。

(委員)

第4条 まちづくり会議の委員は別紙のとおりとする。

- 2 会議には、必要に応じて事業者又は専門的な知識及び経験を有する者等を参加させることができる。

(役員)

第5条 まちづくり会議に会長1名、副会長1名及び監事2名を置く。

- 2 会長は、宮津商工会議所副会頭をもって充てる。
- 3 まちづくり会議は会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 副会長及び監事は、委員の互選により定める。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、本会議の事務及び経理を監査する。

(顧問)

第6条 まちづくり会議に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会議の承認を得て会長が委嘱する。

(アドバイザー)

第7条 第3条に掲げる事業を円滑に行うため、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長の求めに応じ、まちづくり会議に対して必要な助言を行う。
- 3 アドバイザーは、会議の承認を得て会長が委嘱する。

(事務局)

第8条 事務局は、宮津商工会議所に設置する。

(会計年度)

第9条 会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、まちづくり会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成26年3月13日から施行する。
- 2 会議の設置初年度の会計年度は、第9条の規定に関わらず、この規約の施行の日から平成26年3月31日までとする。